

## 調布市議会改革検討代表者会議第30回会議日程

平成25年2月20日 午前9時30分

於 全 員 協 議 会 室

- 1 検討・協議事項  
議会基本条例について
- 2 その他

資料80：議会基本条例（再修正案）

資料81：議会基本条例（再修正案）スキーム

調布市議会基本条例（再修正案）

前 文

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 議会と議員の使命及び活動原則
- 第 3 章 市民と議会の関係
- 第 4 章 市長等と議会の関係
- 第 5 章 議会機能の強化
- 第 6 章 議会事務局体制
- 第 7 章 政治倫理
- 第 8 章 政務活動費
- 第 9 章 議員定数及び議員報酬
- 第 10 章 条例の位置づけ及び見直し手続き

## 前文

市民が**地方**自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、市民の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託に応える重要な役割と責任を担っています。

市長は執行機関であり、市議会は議事機関であるという役割に違いがありますが、市民の代表機関としては対等な関係にあります。

市議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために、競い合い、協力し合いながら、調布市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

また、近年の地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権は拡大され、市議会の役割と責務もますます重要なものとなっています。

市議会には、~~政策決定並びに~~市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、議員間の活発な討議により政策立案及び政策提言を行う機関となることが求められています。

そのため、市議会は、市民に**分**かりやすく開かれた議会運営の**下**、市民への情報提供と**情報**の共有化を図**るとともに**、市民との対話等を通じて意見を正しく**く**み取り、調布市の行財政運営に反映させなければなりません。

こうした認識を市民と**ともに**共有し、持続可能で自律したまちづくりを進め、市議会の使命を果たすため、市議会の基本となる条例を制定します。

若干の文言整理を行った。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、調布市議会（以下「議会」という。）を市民に開かれた議会にするために必要な基本理念及び議会運営に関する基本事項を定めることにより、二元代表制の一翼を担う議会の役割を明確にし、議会が市民の負託に応え、公正で民主的な市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とします。

### (市民)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業活動を行う者及び団体をいいます。

### (市民参加)

**第3条 この条例において「市民参加」とは、次の各号に掲げることをいいます。**

**(1) 議会が実施するアンケート調査等により、市民が意見を述べること。**

**(2) 第8条第3項に規定する議会報告会において、市民が意見を述べること。**

独任制の市長が行う市民参加と合議制の議会における市民参加とは、自ずとその意味合いが異なる等の意見、議会への市民参加の具体的な手法についての意見などを勘案し、この条例における「市民参加」の定義を設けることとした。

また、市民参加の定義で、請願・陳情提出者からの趣旨説明については、市外在住者からのものも条件を満たせば受けることから、市民定義に定める市民の範囲を越えてしまうことから、除外した。

### (基本理念)

第4条 議会は、自治体の議事機関として、市民の意思を市政に反映させるため、活動の基本を市民に開かれた議会とし、その実現に向け、議会活動の情報公開、市民との情報の共有、**及び市民参加の推進を図るとともに、**公平かつ公正な議論を尽くし、自律した地方自治の確立を目指します。

第3条で議会における市民参加の位置づけを明確にした上で、3会派の提案に沿って、基本理念に「市民参加の推進」を付加した。

## 第2章 議会と議員の使命及び活動原則

### (議会の使命及び活動原則)

第5条 議会は、市長等の執行機関の監視及び評価をするとともに、市民の多様な意見を把握し、市政に適切に反映させることを使命とします。

2 議会は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動し**ます。**

2/12 中間報告会における議員からの指摘を受けて語尾を整理した。

- (1) 議会活動は公開を原則とし、情報公開を推進します。
- (2) 意思の決定に当たっては論点・争点を明らかにします。
- (3) 議会は、社会状況の変化に適応した議会のあり方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めます。

### (議員の使命及び活動原則)

第6条 議員は、直接選挙によって選ばれた市民の代表として、公益性の見地から、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とします。

2 議員は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 自己の能力を高める不断の研鑽により資質の向上を図ります。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握します。
- (3) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たします。

### (会派)

第7条 議員は、政策を中心とした理念を共有する者同士で、会派を結成することができます。

2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し、会派間の調整を行い、合意形成に努めなければなりません。

### 第3章 市民と議会の関係

#### (**広報広聴機能の充実**)

第**8**条 議会は、多様な広報**及び広聴**手段を活用し、保有する情報を市民に提供**するとともに、市民の意見を積極的に聴取**します。

2 議会は、本会議、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条に規定する委員会及び法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を原則として公開します。

3 議会は、**市民に議案等の審議経過や結果の報告等を行うため**、議会報告会を開催します。

4 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の意見又は政策的な識見等を求めるものとします。

5 議会は、請願及び陳情の審議において、当該請願及び陳情の提出者から要旨の補足説明の申し出があった場合は、**必要に応じて**、その趣旨を聴く機会を設けます。

「市民への報告の場」として「議会報告会」を（情報公開の推進）の中に規定していたが、報告会は、市民の意見を聴取する場でもあり、（広聴機能の充実）に加えるべきとの意見があった。これらの意見を受け、双方を一本化し（広報広聴機能の充実）として、項目の文言の整理をした。

### 第4章 市長等と議会の関係

#### (緊張関係の保持)

第**9**条 議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張感ある関係を保持します。

#### (市長等への質問と議論の充実)

第**10**条 議員は、市長等に対して一般質問を行う場合、**一括質問の方式又は**一問一答の方式により行うことができます。

**2 市長等は、議員の質問に対してその論点を明確にするため、議長の許可を得て、質問の趣旨を確認することができます。**

2/12 中間報告会及び第29回代表者会議での意見を踏まえ、一般質問の手法として一括質問方式を復活させるとともに、市長及び教育長に対して、質問内容に対する「確認権」を付与する規定を追加した。

**3** 議会は、市長等が提案する重要な政策について、議論の充実を図るために、必要に応じて説明及び資料の提供を求めることができます。

(議決事件の拡大)

第**11**条 議会は、市政における重要な構想等の決定に参画するため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、調布市基本構想の策定、又は変更について、議会の議決すべき事件として定めます。

(災害時支援)

第**12**条 議長は、調布市災害対策本部が設置されたときは、調布市議会災害対策支援本部を設置し、調布市災害対策本部を支援することができます。

## 第5章 議会機能の強化

(政策の提案及び提言)

第**13**条 議会は、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政策の提案及び提言を行うものとします。

2 議会は、前項に掲げる政策の提案及び提言を行うに当たり、必要があると認めるときは、その政策の提案及び提言に向けた調査、研究等を行うための政策研究会を設けることができるものとします。

3 政策研究会の組織及び運営に関しては、議長が別に定めます。

**参考資料1**参照

(自由討議)

第**14**条 議会は、議案等の審議、審査又は調査において、議員相互の自由な討議により、議論を尽くしてその合意の形成を図るよう努めるものとします。

(委員会活動)

第**15**条 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管**する**事務の調査**権を積極的に**活用により、~~その機能を発揮するものとします。~~

2 委員会の審査又は調査に当たっては、市民に資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとします。

3 **前2項に規定するもののほか**、委員会に関して**必要な事項**は、別に定めます。

若干の文言整理を行った。

(議員研修の充実)

第**16**条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実を図るものとします。

(調査機関の設置)

第**17**条 議会は、市政の課題に関する調査の必要があると認めたときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置し、議会の討議に反映させるよう努めます。

2 前項に規定する調査機関について必要な事項は、議長が別に定めます。 **参考資料2**参照

## 第6章 議会事務局体制

(議会事務局の体制整備)

第**18**条 議会は、議員の資質を高め円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実及び体制整備を図るものとします。

2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとします。この場合、市長等は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ協議するものとします。

## 第7章 政治倫理

(政治倫理)

第**19**条 議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表としての良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。

### **2 議員の政治倫理に関しては、別に定めます。**

3会派の提案を受け、別に定める規定を復活させた。



## 第8章 政務活動費

(政務活動費)

第**20**条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を適正かつ有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究及び政策提言を行うものとします。

2 会派又は議員は、その用途を公開し説明責任を果たさなければなりません。

3 政務活動費の交付に関しては、別に定めます。

## 第9章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第**21**条 **議会は、**議員の定数の改定に当たっては、**第5条に掲げる議会の使命を果たすことを基本とし、**市政の現状及び課題並びに将来の予測等を考慮するとともに、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとします。

3会派の提案を踏まえ、議員の定数の基本は、議会の使命を果たすことができる体制が基本との提案を採用し、表現を付加した。なお、行財政改革の視点は、議員の定数の改定の基準にはなじまないことから、削除した。

2 議員の定数は、別に定めます。

(議員報酬)

第**22**条 **議会は、**議員報酬の改定に当たっては、調布市特別職報酬等審議会条例（昭和39年調布市条例第32号）第2条の規定に基づく審議会意見を反映する**ほか、市政の現状及び課題並びに将来予測等を考慮する**ものとします。

一義的には、報酬審議会の答申を参考とすることはもちろんのことだが、議会としての時の市政の状況等も勘案する必要があるとの判断から、その旨付加した。3会派案には、「市民の意見を十分反映して」とあったが、報酬審議会自体が市民代表で構成されていること、また、市民の意見は、各議員が日常の議員活動の中で身を持って感じられているところであるとの考えから、加えていない。

2 議員の報酬は、別に定めます。

## 第10章 条例の位置づけ及び見直し手続き

(条例の位置づけ)

第**23**条 この条例は、議会の基本となる条例であり、議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、若しくは改廃し、又は適正に解釈する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

(見直し手続き)

第**24**条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとします。

## 【代表質問を定義する場合】案

(代表質問等)

第 条 市長が、議会において行う予算編成と施策等についての所信の表明に対し、調布市議会における会派（所属する議員が2人以上の会派に限る。）に所属する議員は、会派の代表者としての質問（以下「代表質問」という。）を行うことができるものとします。

2 前項に掲げる市長が行う所信の表明に対し、所属議員が1人の会派（以下「単国会派」という。）の議員は、質問を行うことができるものとします。

※ 規定する場合は、第10条（市長等への質問と議論の充実）の関連になるので、第10条の中に挿入するなど、再整理が必要となる。

## ○佐伯市議会議員政策研究会設置規程

平成 22 年 10 月 1 日 議会訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 佐伯市議会(以下「議会」という。)は、合議制の役割を十分に認識し、議員相互間の討議を軸に政策立案の具現化を図るために佐伯市議会基本条例(平成 22 年佐伯市条例第 47 号)第 12 条第 3 項の規定に基づき佐伯市議会議員政策研究会(以下「政策研究会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 政策研究会は、次に掲げる事項について調査研究を行うものとする。

- (1) 政策課題の募集及び選定に関すること。
- (2) 政策条例案の策定に関すること。
- (3) 市長その他の執行機関に対する政策提言に関すること。

(組織)

第 3 条 政策研究会は、佐伯市議会委員会条例(平成 17 年佐伯市条例第 357 号)第 2 条に規定する常任委員会からそれぞれ 2 人(議長及び副議長を除く。)を議長が指名し、会員 8 人で組織する。

- 2 政策研究会に会長及び副会長各 1 人を置き、会員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、政策研究会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 会員の任期は、常任委員会の委員の任期による。

(会議)

第 5 条 政策研究会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 政策研究会は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の議員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提供等について協力を求めることができる。
- 4 議長及び副議長は、会議にオブザーバーとして出席することができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、これを公開する。ただし、会長は、研究内容に応じて会議に諮り、非公開とすることができる。

(会務)

第 7 条 政策研究会は、市民生活の充実を図るために第 2 条各号に掲げる調査研究事項に真しに取り組まなければならない。

- 2 第 2 条第 1 号の政策課題の選定に当たっては、全会一致を原則とする。
- 3 前項の規定により政策課題を選定したときは、その選定案を文書により議会運営委員会に提出し、承認を得るものとする。
- 4 政策研究会は、選定した政策課題について、必要に応じて所管する常任委員会と連携を図り、機動力を発揮するよう努めるものとする。
- 5 政策研究会は、調査研究を終了したときは、その結果を文書により議長に提出し、議会運営委員会に報告しなければならない。

(事務)

第 8 条 政策研究会の事務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、政策研究会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## ○三重県議会財政問題調査会運営要綱

(趣旨)

第1条 二元代表制の下、議会が関与すべき範囲内で県の資産・債務に関する適正管理や健全な財政運営の推進などの観点から、議会における財政の監視機能、提言機能を強化するため、三重県議会基本条例（平成18年三重県条例第83号）第13条第1項の規定により設置された『財政問題調査会（以下「調査会」という。』の所掌事項、組織、運営等については、この要綱の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 調査会は、次の各号に掲げる事項について、三重県議会議長（以下「議長」という）の諮問に基づき調査、検討を行い、答申を行なうものとする。

- (1) 行財政運営上の問題点やその解決のための方策等に関すること
- (2) 予算編成上の問題点や課題、その対応方策に関すること
- (3) その他県財政問題に関すること

(調査会の組織)

第3条 調査会は、委員5名以内で組織する。

- 2 前項の委員は、議長が委嘱する。
- 3 座長は、委員のうちから議長が選任する。
- 4 座長が欠けたとき、又は座長に事故あるときは、議長が指名する者がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

(座長)

第5条 調査会は、座長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開催される会議は、議長が招集する。

- 2 座長は必要に応じて、第2条に定める事項に関し、執行機関に対し調査会に出席を求め、必要な説明や資料の提供を求めることができる。

(謝金及び費用弁償)

第6条 委員に対する謝金及び費用弁償は、議長が別に定める。

(事務)

第7条 調査会の事務は、三重県議会事務局企画法務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は三重県議会基本条例第13条第3項の規定により議長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月16日から施行する。

議会基本条例（再修正案）スキーム

第1章 条例の目的

市民に開かれた議会にするため、必要な基本理念等を定め、市政の発展、市民福祉の向上に寄与する。

第1章 条例の基本理念

市民に開かれた議会を基本とし、情報公開、情報共有、市民参加、議論を柱とし、自律した地方自治の確立を目指す。

第2章 議会の使命

市長等の監視・評価・市民意見を市政に反映

第2章 議員の使命

市民の多様な意見を市政に反映

議会の活動原則

- ①情報公開 ②論点・争点の明確化 ③継続的な議会改革推進

議員の活動原則

- ①資質向上 ②市民意見の把握 ③市民への説明責任

第5章 議会機能の強化

条例提案・政策提言，政策研究会，自由討議，委員会調査権，議員研修，調査機関設置，

第7章 政治倫理

第9章 議員定数・議員報酬

第6章 議会事務局体制

第8章 政務活動費

第10章 条例の位置づけ・見直し手続き



第4章 市長等と議会の関係

- ①緊張関係の保持
  - ②市長等への質問・議論の充実
  - ③説明・資料の提供
  - ④議決事件の拡大
  - ⑤災害時支援
- 一括質問・一問一答選択
  - 市長等の一般質問における質問者への確認権付与
  - 基本構想の策定・変更
  - 災害対策支援本部設置

緊張関係保持

第3章 市民と議会の関係

- ①多様な手段を活用し市民へ情報提供・市民意見の積極的聴取
- ②会議・資料の原則公開
- ③議会報告会の開催
- ④参考人・公聴会制度を活用し、市民意見を求める。
- ⑤請願・陳情提出者から申し出による趣旨を聴く機会の設置

開かれた議会

市長等執行機関

市民

